

改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Cindy Xianzhi Quan



中国商標法14条、6条と馳名商標の認定および 登録商標使用の必要があると規定された商品

第28回の本稿では、中国商標法第1章「総則」から、馳名商標の認定について定めた14条、登録商標の使用の必要があるとあらかじめ規定された商品について定めた6条を取り上げるとともに関連する事件を紹介する。

1. はじめに

前回は、中国商標法第1章「総則」から登録要件について定めた9条、外国の国名、国旗等と同一または類似するものについて登録を認めないことを定めた10条1項2号について紹介した。今回は、馳名商標の認定および登録商標使用の必要があると規定された商品について解説する。

なお、去る4月23日、第13期全人代常務委員会第10回会議において改正中国商標法が可決され、第4次改正法が2019年11月1日より施行されることとなった。従前の中国での法改正と比べると改正対象の規定は、さほど多くない。悪意の商標出願の拒絶、悪意による商標権侵害に対する損害賠償の厳罰化、侵害品の製造等に用いる材料や道具の廃棄が主な改正点である。

2. 中国商標法14条

「馳名商標は、当事者の請求により、商標に係る案件の処理において認定が必要な事実として認定を行わなければならない。馳名の認定には、以下の要

素を考慮しなければならない。

- (一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度
- (二) 当該商標の継続的使用期間
- (三) 当該商標のあらゆる宣伝の継続期間、程度および地理的範囲
- (四) 当該商標の馳名商標としての保護記録
- (五) 当該商標が馳名であることの他の要因

商標登録の審査、工商行政管理部門による商標法違反事件の摘発の過程において、当事者が本法13条の規定（引用者注：馳名商標による保護）により権利を主張する場合、商標局は案件の審査、処理の必要に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。

商標紛争の処理過程において、当事者が本法13条の規定により権利を主張する場合、商標評審委員会は、案件の処理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。

商標に係る民事、行政案件の審理過程において、当事者が本法の13条の規

定により権利を主張する場合、最高人民法院が指定した人民法院は、案件の審理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。

生産・経営者は『馳名商標』の表示を商品、商品の包装もしくは容器に使用したり、または広告宣伝、展示および他の商業活動に使用したりしてはならない」

本条は馳名商標の該当性、馳名商標について認定される条件および馳名商標の表示について規定している。

本条の規定は、第4次法改正においても特に変更となっていない。

3. 商標権侵害民事紛争事件

〈(2016)京73民初277号〉

(1) 事件の経緯

『新華字典』は中国初の現代中国語辞書であり、中国中央人民政府出版総署の新華字典社により編集されたもので、人民教育出版社から1953年、1954年と2度出版された。その後、国の出版社に関する業務調整に従って、出版と運営は商務印書館有限公司

(以下、原告)が担当し、原告は1957年6月に移管後初の『新華字典』を出版して以降、現在まで継続的に『新華字典』の出版に携わってきた。

華語教学出版社有限责任公司(以下、被告)は、2012年7月に『実用「新華字典」(全新版)』を出版した。同書の著作権表示のページと前書きには、「新華字典」の文字がある。原告は、被告の行為が市場での混同を招き、「新華字典」に係る未登録の馳名商標権を侵害し、不正当競争行為にも該当するとして裁判所に提訴した。

(2) 本件の商標法に係る争点

「新華字典」が未登録の馳名商標に当たるか否か。当該権利の侵害成否。

(3) 人民法院の判断

「新華字典」が未登録の馳名商標に該当するか否かを判断するには、以下の点から検討すべきである。

① 顕著性

顕著な識別性は、商標の基本的な特徴、特性である。顕著な識別性を有する標章は、商品の出所を識別する機能

本件訴訟の当事者

人民法院：北京知的財産法院
判決日：2017年12月28日

【当事者】

原告：商務印書館有限公司
被告：華語教学出版社有限责任公司

を発揮でき、登録商標として法的保護を享受し得る。

「新華字典」は、辞書名として使用されているだけであるため、顕著な特徴を有して商品の出所を示す機能を発揮しているかどうかが未登録の馳名商標として法的保護を与えるかを判断するカギとなる。

証拠によると、『新華字典』は誕生当時、濃厚な政治色と国家思想を体現していた。新華字典社、原告等多数の者によって編集されてきたが、一貫しているのは、原告が1957年から60年間にわたり同書を出版していることである。『新華字典』は幾度も改訂され、5億部以上販売されてきた。原告は編集者として、改訂遂行および品質を保証する役割を果たしている。

「新華字典」の認知度に関する証拠と合わせて見ると、「新華字典」の標章は、原告の長年の使用により、消費者の間で原告と対応するように認識されており、そしてこの対応関係は一貫して維持されてきた。

最高人民法院の(2013)民申字第371号民事裁定書によると、書籍名は、内容から独立して、出版社の出版行為に基づいて商品の出所識別機能を生じることができた場合、独立した属性と保護価値が認められる。

最高人民法院の(2011)民提字第55号民事判決書によると、商品そのものとブランドの混同を生じる商品名

称であっても、特定の歴史的背景、発展過程、および長期的な提供者の実態ならびに客観的な市場構造等に基づく理由から出所を示す価値を有しているものは、普通名称として認定できない。本件はこの状況に該当する。

② 未登録の馳名商標

「最高人民法院の馳名商標保護に関する民事紛争案件審査の法律適用の若干問題に関する解釈」5条によれば、馳名商標を認定する場合、商標法の規定に加えて以下の要素も考慮されるため、馳名であると主張するにあたってはその証拠を示し、商標権侵害または不正競争行為の発生時に、当該商標がすでに馳名商標に属していたことを証明しなければならない。

a. 当該商標を使用する商品の市場シェア、販売地域、税引き前利益など

b. 当該商標の使用継続期間

c. 当該商標の宣伝あるいは販売促進活動の方法、継続期間、程度、投入金額、地理的範囲

d. 当該商標がかつて馳名商標として保護を受けた記録

e. 当該商標が有している市場での名声

f. 当該商標がすでに馳名商標に属していることを証明するその他の真実

上記に関する商標使用の期間、範囲、方法等は、その登録を審査し許可する前の継続的な状況も含む。商標の使用期間、業界内順位、市場調査報告、

市場価値評価報告、以前に馳名商標と認定された等の証拠について、人民法院は他の証拠と結び付けて、客観的、全面的に審査しなければならない。

提出されている証拠によれば次の3つが認定できる。

(i) 『新華字典』の認知度に関連する事実として、同書はすでに全国で関連公衆に広く知られていた。

(ii) 原告が『新華字典』を販売した期間と数量に関連する事実として、同書はこの60年間に全国で数億冊が販売されており、販売量は多く、大陸内および香港、マレーシア、シンガポール、日本等の国外で積極的にブランド宣伝し、販売地域も非常に広い。

(iii) 原告による『新華字典』に対する宣伝継続期間、程度および地理的範囲に関する事実から、『新華字典』は大きな影響力と高い知名度を得ていると判断できる。

以上のことから、被告の侵害行為が発生した2012年までに「新華字典」はすでに馳名商標レベルに達していることを証明できる。「新華字典」が未登録の商標として馳名商標保護要件に合致するという原告の主張には、それを裏付ける事実と法律的根拠があり、本院はこれを支持する。

③ 商標権の保護法益

商標法で保護される商標権は商標を独占的に使用する権利であり、商標を付している商品の独占をする権利では

ない。原告の「新華字典」に未登録の馳名商標の保護を与えるても、当該商標を独占的に使用する権利だけを与えるものであって、関連辞書の出版を独占する権利を与えるものではなく、辞書市場の正常な経営管理の秩序を破壊することはない。仮に原告の実際の経営行為が独占禁止法で禁止されている行為を構成している場合、関連市場の者は同法の規定に基づいて自身の合法的権益と公平な市場競争秩序を維持することができる。

原告は、「新華字典」の未登録の馳名商標保有者として権利を有しているだけではなく、商標法上期待されるように、品質保証義務を遂行する社会的責任を負っている。「新華字典」を原告の未登録の馳名商標として保護することは、これまで原告が「新華字典」を付した辞書を販売した際に発生した識別作用と商品に対する信用を保護するだけにとどまらず、商標保護を通じて法定義務と社会的責任を負わせることになる。

このように、「新華字典」を未登録の馳名商標として保護することで、知識の普及を損なうことなく、さらに進んで「新華字典」の良好なブランドの評判を維持することが期待されるため、原告が、出版・発行する「新華字典」の表示がある辞書に対して品質向上を重視し、正確な知識の普及を促進することが期待される。

なお、被告の抗弁は総じて事実と法律的根拠を欠き、当院は支持しない。

(4) コメント

登録した商標で馳名商標の場合、保護されるが、上記のとおり、未登録の馳名商標であっても保護が認められる場合がある。未登録の商標が馳名商標であるか否かを判断する際も登録商標の場合の馳名性の判断と共通の基準が用いられる。

注意すべき点は、未登録の場合の保護範囲は、登録商標であって馳名と認められる場合より狭く、同一または類似する商品・サービスに限られることである。

未登録であっても馳名商標として保護を受けたいという相談は珍しくない。本件のように証拠を十分に提出し、認められるケースも存在する。

4. 中国商標法6条

「法律、行政法規が登録商標を使用しなければならないと規定した商品については、商標登録を出願しなければならない。商標登録が未だ認められていない場合、市場で販売することはできない」

特定の商品については、商標登録が必須である旨の規定である。現在、該当する商品にはたばこがある。商標法上の規定ではないが、違反して販売した場合には、販売停止命令や罰金の対

象となる。

本条の規定は、第4次法改正で特に変更となっていない。

5. 行政行為取消紛争事件(2015)

深宝法行初字第295号)

(1) 事件の経緯

原告は、2014年12月10日に内モンゴル昆明卷煙有限責任公司から販売されている12本入りのたばこ3箱を第三者が経営する販売店で購入した。このたばこの外装には「®」の表示とともに「冬虫夏草」とあった。原告は、「冬虫夏草」は商標登録されておらず、「卷煙国家GB 5606.2-2005」の規定の要求に合致しない使用行為であり、商標法、たばこ専売法および深圳經濟特区製品品質管理条例の関連規定に違反しているとして深圳市市場および監督管理委員会宝安市場監督管理局（以下、被告）に通報した。

被告は2015年7月22日に「告発処理結果通知書」を作成し、通報に対する

る処分結果を原告に告知した。原告は、たばこ専売法に基づき、登録商標が付されていないたばこの生産、販売に対して、工商行政部門が停止を命じ、罰金を科すべきであると判断し、被告が第三者に販売停止を命じたものの、罰金を科さなかったことを不服として、人民法院に提訴した。

(2) 人民法院の判断

被告は、深圳市国勝ブランド事務所を通じて商標局公式サイトで調査したもの、2014年12月31日時点で第34類における「冬虫夏草」の商標登録を確認できなかった（筆者注：たばこは第34類の商品）。そのため、「冬虫夏草」というたばこの販売は、偽登録商標の使用行為ではないと判断できる。

登録を受けていない「冬虫夏草」を付したたばこを販売した行為がたばこ専売法（2013年改正）20条に規定された違法行為に当たるとの被告の主張には誤りがない。

同法36条の規定により、登録商標が付されていないたばこを販売する行為は、販売停止命令および、罰金の対象とすべきである。

被告は、「冬虫夏草®」を付した、たばこの販売を停止させるだけで、罰金を科しておらず、かかる点において、法律の適用に誤りがあると判断する。

(3) コメント

商標登録を行うか否かは、基本的に使用者の自由である。ただし、中国では、商品に対し特別な管理が必要とされるものについては、登録商標を使用しなければならないと規定されており、商標登録が強制される。6条に違反した場合の効果は、たばこ専売法など他の法律に規定されている。

6. おわりに

本稿では、中国商標法14条、6条を取り上げた。次回は、第1章の残りの規定を紹介する予定である。

本件訴訟の当事者

人民法院：深圳市宝安区人民法院
判決日：2015年12月7日

【当事者】

原告：曾照興

被告：深圳市市場および質量監督管理委員会宝安市場監督管理局

第三者：深圳市蓬鵬實業有限公司常興分公司

森 智香子 Sun East知的財産事務所 所長・弁理士
早稲田大学非常勤講師。2017年弁理士試験委員。中央知財研究所副所長。
中国で「日本商標法実務」、発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。
世界知的所有権機関（WIPO）（スイス、ジュネーブ）で開催されたマドリッジシステムに関するワーキンググループに、日本弁理士会の代表として参加する等、国際的に活躍している。
【連絡先】〒104-0031 東京都中央区京橋1-3-2 モリイチビル4F info@suneast-ip.com

権 鮮枝 隆安法律事務所 シニアパートナー・中国弁護士・中国弁理士
1996～2001年、ソフトウェア企業での勤務を経て、2001年より中国の特許事務所に勤務、知的財産権分野において、15年以上の実務経験を持ち、特に無効審判および訴訟を得意とする。電気出願部部長、訴訟部部長を歴任し、多くの日本クライアントの案件を手掛ける。「中国デザイン関連法」（発明協会）共著、「中国特許法第3次改正ハンドブック」（発明協会）翻訳。
【連絡先】〒100020 中国北京市建国門外大街21号北京国際俱楽部188室 quanxz@longanlaw.com